

【表紙】	
【提出書類】	訂正報告書
【根拠条文】	法第27条の25第3項
【提出先】	関東財務局長
【氏名又は名称】	今村 誉一
【住所又は本店所在地】	東京都文京区
【報告義務発生日】	該当事項なし
【提出日】	2026年3月11日
【提出者及び共同保有者の総数（名）】	該当事項なし
【提出形態】	該当事項なし
【変更報告書提出事由】	該当事項なし

【発行者に関する事項】

発行者の名称	株式会社 J S e c u r i t y
証券コード	481A
上場・店頭の別	上場
上場金融商品取引所	東京

【提出者に関する事項】

1【提出者（大量保有者） / 1】

個人・法人の別	個人
氏名又は名称	今村 誉一
住所又は本店所在地	東京都文京区
事務上の連絡先及び担当者名	株式会社 J S e c u r i t y 取締役 小林 拓矢
電話番号	03-4567-2823

【訂正事項】

訂正される報告書名	変更報告書No.2
訂正される報告書の報告義務発生日	2026年3月6日
訂正箇所	2026年3月10日に提出した変更報告書の訂正内容は全て誤りでした。 2026年2月26日に提出した変更報告書No.1は、提出義務が発生しなかったため、取り下げいたします。